

「第46回 西区民おまつり広場」協賛募集要項

1 協賛事業の趣旨

区民の地域への愛着心を高めるため、地域の魅力の再発見や地域での様々な活動を発信でき、幅広い区民が参加できる「西区民おまつり広場」を開催します。

併せて、「安心・安全で快適なまちづくり」活動の推進・啓発を図るとともに、西区の文化をより身近に感じることができるよう盛り上げを図っていきます。

また、障害を持つ人と持たない人が心の理解を深め、福祉の増進を図ることを目的とする場や、西区の特徴の一つである「菓子産業」への愛着心を高める場を設けます。

2 協賛事業の概要

- (1) 開催日時：令和8年11月3日（火・祝）午前10時～午後3時
- (2) 開催場所：庄内緑地
- (3) 実施主体：西区民おまつり広場実行委員会
- (4) 来場者数：約32,000人（第45回実績）

3 協賛の用途

西区民おまつり広場の実施・運営に活用させていただきます。用途の指定はできません。
※本催事が中止となった場合は、原則として協賛金等はお返しいたしかねます。

4 協賛者について

実行委員会では、事業の性格に鑑み、協賛の申し込みをいただいた場合であっても次の内容を含む場合はお断りさせていただきます。

- (1) 政治性・宗教性のあるもの。
- (2) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
- (4) その他実行委員会が適当でないと判断するもの。

5 募集期間

令和8年7月17日（金）まで（出展（店）協賛は6月26日（金）まで）

6 協賛の種類

- (1) 金銭協賛 1万円以上
- (2) 物品等協賛 1万円相当以上
- (3) 人的協賛 10人以上
- (4) 出展（店）協賛 物販なし：3万5千円
物販あり：4万円

7 協賛特典

(1) 当日プログラム（昨年25,000部を中日新聞に折り込み）に協賛者名を記載

協賛の種類			広告枠の大きさ
金銭	物品等	人的	
5万円以上	15万円相当以上		大枠(昨年は縦35mm×横54mm)
3万円以上	5万円相当以上	10人以上	中枠(昨年は縦27mm×横49mm)
1万円以上	5万円相当未満 *最低1万円相当以上		小枠(昨年は縦16mm×横36mm)

※広告枠の大きさは、協賛者の数によって毎年変更になります。

※広告枠の掲載場所の指定はできません。

※広告枠のデザインについては、次ページをご確認ください。

(2) 協賛者名が記載された看板を設置（金銭・物品・人的協賛）

- ・おまつり当日に協賛者名が書かれた看板をステージの横及び会場内に設置します。
- ・おまつり前1か月間後1週間、も〜やっこ広場（西区役所1階）に設置します。

(3) 協賛者名の読み上げ（金銭・物品・人的協賛）

おまつり当日に会場アナウンスで協賛者名を読み上げます。

※オープニングセレモニー前、抽選会前に各1回

(4) 協賛品の配布

いただいた協賛品は、おまつり当日に広く来場者に配布します。

また、お楽しみ抽選会の景品とさせていただきます場合もあります。

(5) 出展（店）協賛

来場者の皆さんと直接触れ合うことができます。

また、プログラムに出展（店）者名や出展（店）内容が掲載されます。

※食品を取り扱う場合は、食品表示を必ず記載してください。

※事業所、工場で製造されたものの他、現地調理によるものも可としますが、保健センターの営業許可等を受ける必要がある場合があります。

8 広告枠について

(1) 広告業務の取りまとめ

広告枠の調整や取りまとめ業務については、プログラム作成委託業者が行います。
委託業者が決定次第、ご連絡いたします。

調整等には、委託業者から各協賛者様へ直接連絡をさせていただきたいと存じます。つきましては、協賛申込書にご記入いただいた以下の情報の提供について申込書承諾欄へのチェックをお願いします。

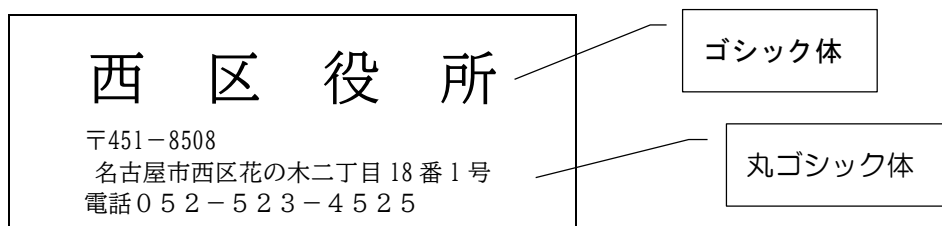
- ・個人・団体・企業名等
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス

(2) 広告の作成方法

- ① 委託業者から、広告枠の大きさをお知らせいたしますので、その枠内で広告を作成してください。委託業者が、広告をデザインすることはありません。

※第45回のプログラムに掲載のデザインを使用する場合は協賛申込書へのチェックをお願いします。

- ② オリジナルの広告を希望しない場合は、以下の仕様の広告を掲載いたします。委託業者に「協賛者名」「郵便番号」「住所」「電話番号」をお知らせください。



9 掲載できる広告について

広告枠に掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 西区民おまつり広場実行委員会の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) あたかも西区民おまつり広場実行委員会と西区役所が推奨しているまたは関係があるかのように誤解を与えるものもしくはそのおそれがあるもの
- (8) その他西区民おまつり広場実行委員会が適当でないと判断するもの

10 申込方法

「協賛申込書」に必要事項を記載のうえ、郵送、メールまたはFAX送信によりお申し込みください。

※出展（店）協賛をご希望の場合、あわせて「第46回西区民おまつり広場 出展（店）及び事業計画書」をご提出願います。

11 お問い合わせ・お申し込み先

西区民おまつり広場実行委員会事務局

住所：〒451-8508

名古屋市西区花の木二丁目18番1号 西区役所区政部地域力推進課内

電話：052-523-4525 ファクス：052-522-5069

メールアドレス：a5234523@nishi.city.nagoya.lg.jp